**2019.11.11山口県交渉レジュメ** 　　　　　　　　　　2019.11.10 熊本一規

**１．祝島の許可漁業者・自由漁業者は「利害関係人」にあたる**

・「一般海域の利用に関する条例施行規則」1条1項五号では、一般海域内行為許可申請書に「利害関係人の同意書」を添えなければならない、とされている。

10月30日県の見解1：利害関係人は「独占排他的な権利を有する者」であり、許可漁業・自由漁業の漁業者は含まれない。

**熊本コメント**：「利害関係人」とは、法律辞典等には必ず載っている法律用語である。以下、三つの法律辞典における「利害関係人」の定義を紹介する。

・ある事実の有無又はある行為もしくは公の機関の処分[[1]](#footnote-1)等によって自己の権利又は

利益に影響を受ける者(我妻栄編集代表『新版 新法律学辞典』)

・主として第三者の行為又は公の機関がする処分によって自己の利益を害されるお

それのある地位にある者(林修三ら共編『法令用語小辞典』,『法令用語辞典』)

　これらの定義から、本件の場合、**占用許可により権利又は利益に影響を受ける者が「利害関係人」に当たることは明らか**。

**質問①**

利害関係人を「独占排他的な権利を有する者」に限る法的根拠はどこにあるか。

予想答弁

利害関係人は「一般海域の占用許可の性格上、当該占用区域により設定される権利と相容れない排他・独占的権利を持っている者であり、漁業者の場合には、共同漁業権等を有する漁業権者となる」（平成18年４月24日二井山口県知事回答）」。

**反論①**

**〇「一般海域の占用許可」を所管している官庁である国交省は、「一般海域の占用許可」の「利害関係人(者)」に「許可漁業者・自由漁業者」を含めている。**

・海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(2018年)

第９条　経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事は、海洋再生可能エネルギー発電

設備整備促進区域の指定及び海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における海洋

再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下この条にお

いて「協議会」という。）を組織することができる。

２　協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一　経済産業大臣、国土交通大臣及び関係都道府県知事

二　農林水産大臣及び関係市町村長

三　関係漁業者の組織する団体その他の**利害関係者**、学識経験者その他の経済産業大臣、国

土交通大臣及び関係都道府県知事が必要と認める者

第10条　海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域（政令で定めるその上空及

び海底の区域を含む。以下「促進区域内海域」という。）において、次の各号のいずれかに該当

する行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受け

なければならない。…

一　促進区域内海域の占用

・経済産業省　資源エネルギー庁　国土交通省港湾局「一般海域における占用公募制度の運用

方針（令和元年６月）」**(ネットで入手可)21頁**

② 地域との調整、地域経済等への波及効果に関する事項

（関係行政機関の長等との調整能力）

・関係行政機関の長等との調整の実績

－国内の洋上風力における実績

－国内の陸上風力における実績

－その他国内における実績

（周辺航路、漁業等との協調、共生）

・関係漁業者や関係海運業者等との協調・共生方法（関係漁業者や関係海運業者等の地元関係

者と、どのように対話し、理解を得ながら進めていくのか等）

**・**国交省港湾局海洋環境課は、**当該海域を利用していた許可漁業者・自由漁業者を「先行利用者」として協議会のメンバーに入れる**ことを明言している(添付資料①2019年11月7日国交省港湾局海洋環境課との電話録音起こし,電話録音はHPで公開予定)。

**反論②**

**〇損失補償の対象者が「利害関係人」に含まれないはずはない。**

**・**2000年補償契約では、「漁業権**その他漁業に関する権利(**以下「漁業権等」という)」という表現で「許可漁業・自由漁業の権利」を補償対象に含めている(1条2項)。また、埋立だけでなく**調査に伴っても補償する**とされている（1条4項）。

　1条2項 甲,乙,丙および所属組合員は,発電所の建設および運転のため次の各号に掲げる区域を別

図に示すとおり設定することに同意するものとし,次の各号に掲げる区域の区分に応じ漁業権そ

の他漁業に関する権利(以下「漁業権等」という。)について当該各号に掲げる措置を講ずる。

1条4項 甲,乙,丙および所属組合員は,丁が第2項各号に掲げる区域およびその周辺海域において

地質,水温,流況その他の項目について調査を実施することに同意するものとし,当該調査ならび

に発電所の建設および運転に起因する漁業操業上の諸迷惑を受忍する。

・2006年当時、中電は**「ボーリング調査に伴う漁業権等への補償は2000年補償契約で支払った」**旨回答していた**(**添付資料②**)**。また、2005年7月6日県議会農林水産委員会で池永審議監が「許可漁業や自由漁業に関する利益は組合員個人に帰属するので、漁協等が一括して補償契約を行なう場合には、委任行為が必要」と答弁している**。**

**２．共同漁業権は「独占排他的な権利」ではない**

　山口県は、占用許可の利害関係人は「排他独占的権利を有する者」に限られ、したがって、漁業では、許可漁業者・自由漁業者は含まれず、排他独占的権利である共同漁業権を有する者に限られる、と主張している。

10月30日県の見解2：**共同漁業権は「独占排他的な権利」である。**

**反論①**

・山口県は、共同漁業権を「漁場区域を排他独占的に利用する権利」と誤解している。

・しかし、**共同漁業権は、「漁場区域内において共同漁業を営む権利」であり、「漁場区域を排他独占的に利用する権利」ではない**。だからこそ、共同漁業権の漁場区域内において、海水浴も釣りもできるし、定置漁業権や区画漁業権も設定できる。

・この点に関し、水産庁で「漁業法の神様」と呼ばれた浜本幸生は次のように述べている(添付資料③)。

《漁業権は、「場所」を保護する権利ではなく、「漁業行為」を保護する権利である》

弁護士や法律専門家のなかでさえ、漁業権は、土地の図面のように海面にベタベタとあるの

だ、と考えている人は少なくないのてす。

　　　漁業法でいう漁業権は、「場所」を保護する権利ではなく、あくまで「漁業行為」を保護する権

利なのです。水面にベタベタと漁業権があるというのではなく、「行われた漁業行為」が、漁業権

として保護される区域の、中であったか外であったかということが問題なのです。その標準とすべ

きものが「漁業権の漁場の区域」の意義なのです。

**３．「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」は電力会社の事業にも適用される**

**・**10月30日に山口県は「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」は公共事業に適用されるもので、電力会社の事業には適用されない、と主張した。

・それに対し、私は、電力会社も「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」に基づく損失補償基準を持っており、したがって要綱に基づいた損失補償をしなければならない旨主張した。

県の見解3:.要綱(公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱)は、公共事業に適用され

るもので電力会社の事業には適用されない。

**反論①**

**〇1983年5月17日****第98回国会参議院商工委員会における小川邦夫資源エネルギー庁公益事業部長答弁（添付資料④）より明らか**

http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/098/1260/main.html

**○吉田正雄君**　そこで、最初に漁業補償額を算定するに当たっての算定基準というのはございま

すか。
**○政府委員（小川邦夫君）**　ございます。

　もう少し敷衍いたしますと、昭和三十七年に閣議決定で公共用地の取得に伴う損失補償基準

要綱というものが定められておりまして、これを受けまして通産省におきまして昭和三十八年に

電源開発等に伴う損失補償基準というものが定められております。これに基づいて電力会社の

漁業補償が行われるよう、指導等行っておるところでございます。

**〇損失補償は憲法29条3項に基づく「正当な補償」として支払われるから、損失補償基準は統一されていなければならない。**

　憲法29条3項：私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

損失補償基準を統一するために要綱が定められた。したがって、「電源開発等に伴う損失補償基準」では、要綱2条5項と同様、許可漁業や自由漁業が権利と認められる程度にまで成熟していれば損失補償の対象となると定められている。

**要綱に基づいて損失補償をしなければ「正当な補償」でなくなり、憲法違反になる。**

添付資料

①2019年11月7日国交省港湾局海洋環境課との電話録音起こし

②2006年4月10日付け上関原子力発電所建設計画の中止を求める申入書

③浜本幸生『早わかり「漁業法」全解説』 61頁
④第98回国会参議院商工委員会会議録第12号(昭和58年5月17日)21頁

1. 「公の機関の処分」の「処分」とは、日常用語の「処分」とは意味が異なり、「法令に基づいて行政機関が権利を設定し、義務を命じその他法律上の効果を生じさせるために行なう単独行為を意味する」と説明されている(『法令用語小辞典』)。 [↑](#footnote-ref-1)